

商工神奈川

2021

8

組合あんでな

かながわSDGsパートナーに登録された
組合を取材させていただきました！



- ①神奈川県室内装飾事業協同組合
- ②モトスミ・ブレイメン通り商店街振興組合

No.764

Contents

〈巻頭〉関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議 開催報告	2
〈特集〉神奈川県警察からのお知らせ	4
中央会トピックス	6
かながわSDGs/パートナー登録組合紹介	8
情報連絡員の声	10
組合Q&A	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

8～9ページにこの内容を掲載しています！



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つむ}ぐ」”
神奈川県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

関東甲信越静ブロック中央会会長会議 開催報告

「中小企業団体全国大会」への要望事項を討議・調整

令和3年7月8日(木)～9日(金)、関東甲信越静ブロック中央会会長会議が、横浜ロイヤルパークホテルで開催されました。当会議には、ブロック内中央会の会長・専務理事等(本会からは森会長、大竹副会長兼専務理事、森川事務局長他)が出席し、第73回中小企業団体全国大会への要望事項の討議・調整が行われました。要望事項は総合、税制、金融、労働、エネルギー・環境、工業、商業、サービスの8項目で、総合の要望事項は下記の通りです。



〔 総 合 〕

1. コロナ禍、コロナ後を見据えた中小企業対策予算の拡充・強化《重点要望》

- (1) 国は、新型コロナウイルス感染防止策とワクチン接種を強力に推進するとともに、コロナ禍により、経営に大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者の事業復興に向けた大胆な支援策を迅速・確実に実行すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、給付金等の追加支援や制度拡充、スピード感をもった有効性のある総合経済政策を実施すること。
- (3) コロナ禍の中小企業の固定費負担軽減のため、雇用調整助成金の特例措置の延長継続、固定資産税減免、家賃補助の復活継続を図ること。
- (4) コロナ禍による退職金共済掛金支払困難企業に対し売上減少幅に応じて、掛金の一部に充当する支援金制度を設けること。
- (5) 組合による職域接種を推進するため、接種者要件の撤廃等、費用補助、会場提供等の措置を講じること。また、コロナウイルス終息後もワクチンの早期確保・供給方法の確立等を継続実施すること。

2. 中小企業・小規模事業者のデジタル化への対応《重点要望》

- (1) 中小企業組合を通じた中小企業のデジタル化推進を図るため、人材育成措置等の予算措置を講じること。
- (2) 中小企業・小規模事業者及び中小企業組合に対するデジタル化の推進のため、課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部や設備導入に対する補助金制度は、現状に即した形に改正し、恒常的に発生する費用に対して必要な助成や優遇措置を設けること。また「サービス等生産性取組向上IT導入支援事業(IT導入補助金)」、「低感染リスク型ビジネス枠」の継続と、補助率を2/3から3/4へ引上げを行うこと。
- (3) 登記申請における押印廃止とオンライン申請化をすすめること。

3. 中央会の指導体制・支援機能の拡充、実態に即した組合法の再整備《重点要望》

- (1) 中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置づけるとともに、都道府県中央会の安定的かつ、必要な予算の確保・充実を図ること。

- (2) 中小企業組合等の連携組織が組織化の効果を実効あるものとするため、中小企業組合等を活用した各種中小企業施策についての予算措置を引き続き積極的に講じること。
- (3) 時代の変化に応じた中小企業組合制度の抜本的見直し及び弾力的運用を図ること。
 - ①組合所有の事務所・会議施設、倉庫等(いわゆる「組合会館」)は、員外利用制限の対象から除外すること。
 - ②監事の監査報告の通知期限を短縮すること。
 - ③共済協同組合にあつては「法人組合員の役員及び使用人を組合員とみなす」ことができるようにすること。
 - ④組合員数の少ない協同組合等でも届出だけで無料職業紹介ができるよう制度の拡充を図ること。
 - ⑤総代会設置基準である組合員200人要件を緩和すること。また、最低人数要件を欠いた場合でも5年程度の総代会継続猶予期間を設けるなど柔軟な対応を可能とする法整備を行うこと。
- (4) 地域経済縮小を食い止めるため、地域の課題解決や雇用創出を目的とする組織の創業支援及び運営支援の創設・拡充すること。

4. 中小企業の生産性向上の促進

- (1) 中小企業・小規模事業者が適正な利幅(マークアップ率)を確保するための施策を充実させること。
- (2) コロナ禍にかかわらず、社会構造・経営環境の変化により事業活動への影響を受ける中小企業・小規模事業者等に対し事業再構築補助金の適用を拡充し継続すること。
- (3) 経営革新計画承認企業の販路開拓支援のため、バーチャル展示会等のイベント開催、トライアル発注制度の大幅な拡充を図ること。
- (4) 各省庁や地方自治体等が実施する中小企業に対する補助金等支援施策の情報を一元化し、地域別・業種別・目的別で閲覧・検索が可能なサイトの開設を図ること。

5. 多発する災害からの復興支援と中小企業の強靱化の推進

- (1) 中小企業組合を基盤とした危機管理対応力・事業継続力強化に向けた支援機能を拡充すること。
- (2) 風水害防止対策の推進及び復旧・復興のための経営支援を拡充すること。
 - ①水害を予防するため、河川改修及び堤防強化を早期に強力に進めること。
 - ②工場等事業所が、風水害により被害を受けた際のすみやかな補助金交付及び融資制度の拡充を図ること。

6. 中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡大

- (1) 地元官公需適格組合、中小企業を優先的に活用すること。
- (2) 過度な競争入札を避けるため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入し、実勢価格に基づいた適正な価格による発注に努めること。
- (3) 物件等の発注だけではなく、役務の提供など全ての発注において総合評価落札方式を弾力的に実施すること。
- (4) 公共事業予算の十分な確保と、経済合理性や公平性等を検討した上で分離・分割発注を積極的に行うとともに、地域に根ざした地元中小企業に発注すること。
- (5) 予算決算及び会計令や地方自治法施行令で定められている少額随意契約の限度額を引き上げるとともに、中小企業並びに官公需適格組合に対し、実施が可能なものについては、積極的に随意契約制度の活用を図ること。
- (6) 官公需適格組合の契約の優先発注を高めること。
- (7) 電子入札の仕様を統一し、かつ簡素化すること

各ブロックより挙げた要望事項を全国中央会が取りまとめ、さらに討議・調整の上、令和3年11月25日(木)にパシフィコ横浜国立大ホールで開催される第73回中小企業団体全国大会の決議に反映されます。

神奈川県警察からのお知らせ

サイバーリスクに伴う企業対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの実施やキャッシュレス決済の普及など、サイバー空間が、日常生活を含む様々な活動を営む場となりつつある中、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢となっています。

I サイバー空間における脅威の情勢

テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃

政府機関からニューノーマルな働き方の一つであるテレワークが推奨され、私物のパソコンや自宅ネットワークを利用したり、以前までは緊急用として使っていた仕組みを恒常的に使う必要性がでてきたりしていますが、このような業務環境の急激な変化を狙った攻撃が行われています。

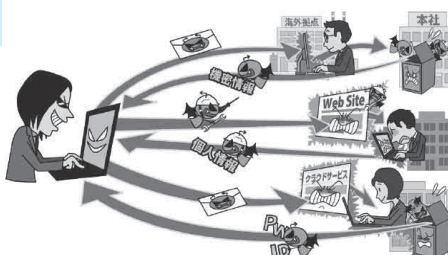
- ・ テレワーク用に導入している製品の脆弱性を悪用
- ・ ウェブ会議サービスの脆弱性を悪用
- ・ 私物のパソコンや企業の適切なセキュリティ対策が適用されない自宅ネットワークを狙った攻撃



企業に対する標的型攻撃による機密情報の窃取

企業から機密情報等を窃取することを目的とした標的型攻撃が継続して発生しています。

- ・ メールの添付ファイルやリンク先にウイルスを仕込み、それらを開かせることによるウイルス感染
- ・ 企業が頻繁に利用するウェブサイトやサーバーを調査して、改ざんし、そのウェブサイトにアクセスさせることによるウイルス感染



ランサムウェアによる被害

ランサムウェアとはウイルスの一種で、パソコンやサーバー、スマートフォンがこのウイルスに感染すると、保存されているデータが暗号化されて利用できなくなったり、画面がロックされて端末が利用できなくなったりします。

- ・ 復旧することと引き換えに金銭を要求
- ・ データを窃取しておき、金銭を支払わなければデータを公開する等と脅迫



詳しくはこちらのQRコードからご確認ください



出典：独立行政法人情報処理推進機構
「情報セキュリティ10大脅威2021」
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2021.html>



コラム

令和2年の県警察が受理したサイバー犯罪に関する相談件数は5,009件で、前年より683件増えています。(図1)

その内訳としては、「詐欺・悪質商法関係」が1,897件で最も多く、次いで「不正アクセス関係」が519件でした。(図2)

図1 県警察が受理したサイバー犯罪に関する相談

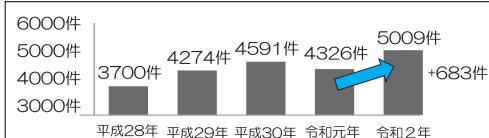
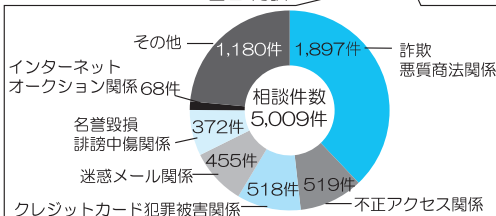


図2 内訳



相談例

インターネットショッピングサイトでお金を振り込んだが、商品が届かない。

インターネットを閲覧していたところ、突然警告音が鳴り、「ウイルスに感染しました」という警告画面が表示され、サポートセンターに電話するように指示されたが、どのように対応したらいいのか。

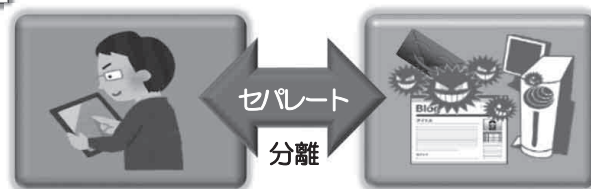
不審なメールから偽サイトに誘導され、アカウントのID、パスワードやクレジットカード情報を入力してしまった。

II まずはここから始めましょう!

その1 [セパレート大作戦]

誰でもできる! すぐできる!

セパレート大作戦



重要な情報を扱うパソコン等

メールやWeb閲覧を行うパソコン等

費用負担の問題やサイバーセキュリティに関する知識を有する人材の確保が難しくても、取り組めるサイバーセキュリティ対策を紹介します。



ウイルス感染のリスクのあるメールやWeb閲覧を行うパソコンと、重要な情報を扱うパソコンをセパレート（分離）をして使いましょう!

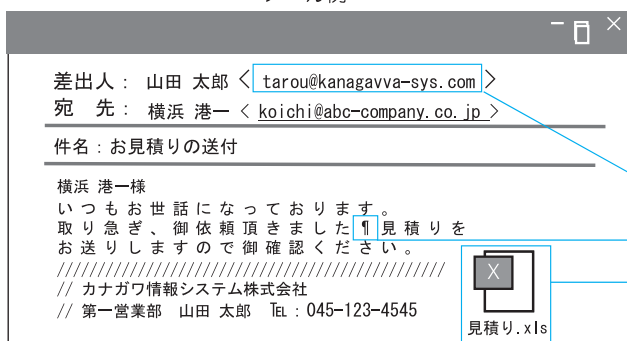
その2 [そのメール 開く前に まず、確かめる!!]

昨今のサイバー犯罪やサイバー攻撃は、メールをきっかけとするものが少なくありません。メールに気を付けることで、リスクを大幅に低減することができます。

悪意のあるメールは、「怪しいメール」だけではなく、「怪しくない巧妙なメール」となっており、

メールを開く前、リンクをクリックする前、添付ファイルを開く前等違和感があった段階で反射的に周りに知らせる、上司、取引先等に確認することが大切です。

メール例



①差出人のメールアドレスに不審点はありませんか?

②文字化けしていませんか?

③添付ファイルはいつもの形式ですか?

※一例です

III 注目情報!

YouTubeで啓発動画を配信



テーマ: テレワークのサイバーセキュリティ対策

テレワーク時のセキュリティ対策6つのポイントについてサイバーセキュリティのスペシャリストが解説しています

各種会合や社内教養でもご活用下さい

【啓発動画】 <https://youtu.be/vvifumr1hno>

動画はこちら
から視聴できます



もっと詳しく知りたい方は

神奈川県警察 中小企業の皆様 サイバーセキュリティ対策の秘訣

検索

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mescd7039.htm>

「神奈川県企業サイバーセキュリティ対策官民合同プロジェクト」は、サイバー空間の安全を守るため、神奈川県内の企業、団体、学術機関、行政機関が緊密に連携して取り組んでいます。



「バーチャル組合総会／ 理事会開催に関する実務指針」の策定 及び関係省令の改正について

経済産業省では、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に規定される組合、連合会及び中央会が、「バーチャルオンリー型組合総会・理事会」※¹及び「ハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会」※²を開催するにあたり、法的・実務的に最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」を策定し、経済産業省ホームページにて公開しました。

※1 物理的な場所を定めることなく、インターネット等の手段を用いて出席する総会や理事会をいいます。

※2 物理的な場所を定めるとともに、インターネット等の手段を用いて出席することができる総会や理事会をいいます。

1. 背景・目的

従来、総会及び理事会のいずれについても、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催することはできませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確認するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会のニーズが高まり、第32回中小企業政策審議会において、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会よりバーチャルオンリー型組合総会等に係る要望書が提出されました。

こうした状況を踏まえ、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則及び商店街振興組合法施行規則等（以下、併せて「省令」といいます。）を改正しました（令和3年5月14日に公布・施行）。

さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、省令改正にあわせて、本実務指針を策定することとしました。

2. 本実務指針の概要

本実務指針は、前提となる環境整備、本人確認の方法、組合員からの質問・緊急議案・動議の取扱いなど、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催するにあたり、法的・実務的に留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示しています。

また、特にバーチャルオンリー型組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は決してあってはならないので、本実務指針においては、このような組合員に対する様々な配慮を求めています。

実務指針の詳細については、下記 URL 掲載資料をご参照ください。

■「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」を改正しました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210521002/20210521002.html>

※5月14日付で実務指針が策定されましたが、21日付で改正版が公表されています。



◎バーチャルオンリー型組合総会・理事会の実施に向けた定款変更について

多くの組合では定款において、会議の目的たる事項や日時とともに「場所」を招集通知書面に記載して送付するものと定めています。また、総会、理事会ともに議事録に「場所」を記載するよう定めています。したがって、定款において「場所」を規定している組合が、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を実施するためには定款の変更が必要となります。定款の変更にあたっては以下の例を参考にさせていただくとともに、ご不明な点は本会までご相談ください。

【参考】事業協同組合の定款変更の例

変 更 後	変 更 前
(総会招集の手続) 第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 2～7 [略]	(総会招集の手続) 第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 2～7 [略]
(総会の議事録) 第48条 [略] 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。) (3) ～(11) [略]	(総会の議事録) 第48条 [略] 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所 (3) ～(11) [略]
(理事会の議長及び議事録) 第53条 [略] 2 [略] 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。) (3) ～(13) [略] 4 [略]	(理事会の議長及び議事録) 第53条 [略] 2 [略] 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所 (3) ～(13) [略] 4 [略]

かながわSDGsパートナー登録組合紹介

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

神奈川県では、SDGsを推進する事業を展開している企業・団体等を登録する「かながわSDGsパートナー」制度を設けています。登録された企業・団体等は神奈川県と連携してSDGsの普及促進活動に取り組むこととなり、融資や広報等の様々な支援を受けることができます。今回、令和3年5月に第5期パートナー事業者として登録を行った組合の一部に取材をさせていただきました。

神奈川県室内装飾事業協同組合

神奈川県室内装飾事業協同組合は、建物のクロス壁紙やカーペット、カーテン等の室内装飾の販売・加工・施工工事を行う県内事業者約190名で構成される団体です。組合では、内装・リフォーム関係の各種検定事業や防火壁際ラベルの受給・発給の事務代行業務等、様々な共同事業を行い、組合員を支えています。制度登録にあたって中心的に活動された専務理事の渡邊英和氏に登録したきっかけや現在の取り組み内容等についてお聞きしました。

取り組む目標

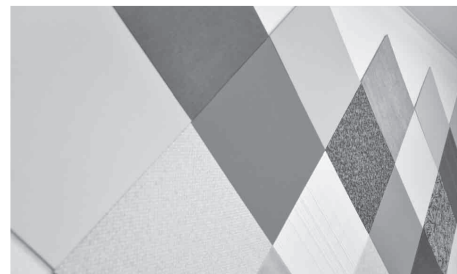


短期的ではなく、長期的・広域的な視点で事業を行っていく必要性を感じた

日々の業務に追われ、なかなか長期的・広域的な視点で事業を行うことが難しい組合員のために、組合として何か参考となる指標を模索していたところ、SDGsの存在を知り、その内容に関心を持ちました。SDGsの17の目標は、業界や組合の課題となるテーマと合致するものがあり、この目標に基づいた計画を組合が策定し、組合員の事業指針を定められればと考え、「かながわSDGsパートナー」制度に沿って計画策定を開始しました。制度登録のきっかけは、計画内容を組合内外にオープンにすることで、自覚を持って積極的な姿勢を持つことができる等、様々なメリットを感じたためです。最終的には、①すべての人に健康と福祉を、②産業と技術革新の基盤をつくろう、③住み続けられるまちづくりを、の3つの目標に基づいて計画を策定し、令和3年度の第一期事業計画には、オリジナル商品である「けんこう壁紙パネル」の市場販売を通じた安心・安全な暮らしの提供や、組合員に対して多様な技術研修等を行う内容が盛り込まれました。

プロの業者に頼まず自宅を手軽にリフォーム！？ 業界初の抗ウイルスで安心・安全な暮らしを提供する「けんこう壁紙パネル」

計画で掲げた「すべての人に健康と福祉を」の目標を達成するため、組合では、今年新たにオリジナル商品「けんこう壁紙パネル」を開発しました。コロナ禍での安心・安全に暮らしたいという消費者のニーズをきっかけに、組合員の請負体質脱却やDIYブーム到来による消費者の生活様式の変化に対応するため商品開発に取り組みました。抗ウイルス、消臭、防カビ、抗菌等、5種類の素材のクロスパネルを業者に頼まず、手軽に貼り付けて自宅をプチリフォームできます。30センチ角サイズのコンパクトサイズで、パネル色や柄も豊富に取り揃えているため、老若男女問わず誰でも自由に組み合わせで部屋の模様替えも楽しめます。開発には2年の歳月をかけており、壁の形状や素材によってテープが張り付きづらいことや剥した跡が残らないようにテープに強力な粘着剤を使用しない等、様々な課題を乗り越えて、ようやく製品化に至った業界初のオンリーワン商品です。現在は組合が注文窓口になって販売しており、受注を受けて専属の組合員が一つ一つ丁寧に手作業で製作しています。



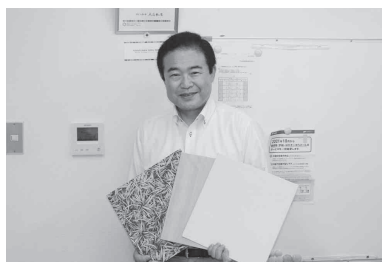
パネル裏の両面テープは中央会主催のマッチング交流会で出会った大協技研工業株式会社（相模原市）に発注を依頼しており、販売開始後もさらに品質を高めるために、継続して改良を続けています。



事業者の声

「SDGsに取り組んで、本当の意味で持続可能な目標を設定し続けていきたい」

「SDGsという目標を見つけ、我々自身が進むべきゴールが明確となったことで、色々な事業構想が生まれてくるので、SDGsに取り組むことは非常に意義があることだと感じています。組合では、計画内容が絵にかいた餅にならないよう、トライ＆エラーを繰り返して1年毎に細かく事業内容を定めていき、本当の意味で持続可能な目標を設定し続けていきます。直近では、『けんこう壁紙パネル』の販売促進の他、不良在庫を抱えて悩む組合員のために、組合員同士で在庫資材を安価に交換できるWEBシステム『おざいこ』の開発にも取り組んでおり、新しい事業構想を積極的に取り入れているところです。今後は組合で掲げたSDGsに沿った目標をいかに組合員に浸透させて事業の後押しをしていくかが課題となっているので、今まで以上にSDGsに取り組む意義や成功事例を積極的に情報提供していければと思います。」



取材に対応いただいた渡邊専務理事。40年以上内装業の会社を経営されており、当組合にも組合員として加入していましたが、「自分の培った経験やノウハウを活かして業界や組合をさらに活性化していきたい」という想いから、専従役員として日々、組合業務に尽力されています。

【記事内に関するお問合せ先】

神奈川県室内装飾事業協同組合

(横浜市中区尾上町3-43)
横浜パークサイド関内 3階 A)

TEL: 045-662-5650

FAX: 045-662-3329

HP: <http://www.kanagawa-interior.com/>



モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合

モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合は、元住吉駅西口から始まる全長550メートルにも及ぶ商店街の加盟店約180名で構成される団体です。元住吉駅は東急東横線、目黒線が乗り入れており、元住吉はどこに出るにもアクセスが良いとして、「住んでみたい街」に選ばれるほど高い人気を誇ります。組合では、ポイントカードやイベントを通じた各種販促事業の他、環境問題や地域貢献にも取り組んでおり、既に地域に無くてはならない存在になっています。今回、理事長として組合を16年間支えてきた伊藤 博 氏に商店街のSDGsに係る取り組みについてお聞きしました。

取り組む目標

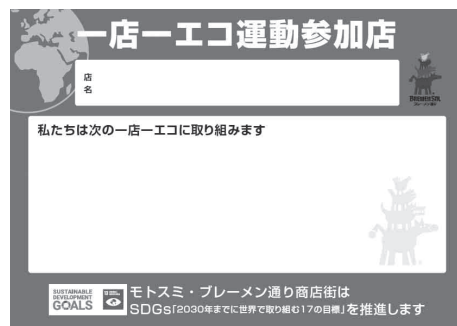


時代が追いついた！？ 組合で継続してきた取り組みは SDGs に繋がるものばかり！

組合では、平成2年にドイツのブレーメン市のロイドパサージュ商店街と友好締結を結んだことを契機に、環境基準が世界的に見てもとても厳しいドイツの商店街を参考に、環境活動への取り組みを強化してきました。平成7年に当時としては画期的であった、資源物回収とマイバッグ持参を同時に推奨する「ペットボトルリサイクルエコバッグキャンペーン」を実施し、平成15年には組合員が環境に配慮した取り組みを何か一つでも行う「一店一エコ運動」を開始し、今日までその活動を継続してきました。今回、継続してきた環境活動をはじめとした各種取り組みをSDGsの17個の目標に当てはめたところ、11個の目標に該当する結果となり、SDGsが注目される以前から、組合が独自で持続可能な目標を作り、地域を支えてきたことがわかりました。組合が積極的にSDGsに取り組んでいくことを組合内外にPRしていきたい、そんな想いで制度登録を行いました。今後はいかに多くの組合員にSDGsに取り組む意義を理解してもらい、組合事業に参加してもらうかが課題となっているそうです。

今の子供たちは大人たちより SDGs を知っている？？ 世代を超えて支え合い、持続可能な取り組みを行う！

組合では「一店一エコ運動」が一過性のものにならないよう、地元の小学生が組合員店舗を回って環境活動への取り組みをヒアリングする「エコ調査隊」事業を行っています。これは小学生が商店街の「一店一エコ運動」の浸透度を調べながら、チェックリストに基づいて組合員の環境活動への取り組みを学ぶことを目的に平成15年から実施してきたものです。しかし、昨今はSDGs自体が身近なものとなり、子供たちの環境意識も高いため、鋭い質問を投げかけることもあり、組合員にとっても良い刺激になる等、相乗効果が現れています。組合では、このように世代を超えて環境活動に取り組むことに重きを置いており、特に地元の小学校と連携して、子供たちが早いうちから商店街と触れ合い、環境活動について考える機会を積極的に作っています。次代を担う子供たちと明るい未来を築く大人たちが互いに学び合うからこそ、「一店一エコ運動」が一過性のものでなく、継続して実施できているのではないのでしょうか。



「一店一エコ運動」に参加する組合員が店頭貼るステッカー。過剰包装の抑制、節水・節電、エアコンの適度な温度設定等、各店で取り組む内容をステッカーに記載します。



事業者の声

「世代を超えて親しまれる商店街を目指すからこそ、SDGsに取り組んでいく！」

「今まで我々が継続してきた取り組みを制度登録という形で組合内外にPRすることになりましたが、これは商店街自体のブランド化と世代を超えて老若男女に親しまれる商店街を目指していくためです。SDGsに取り組むことは当組合の街づくりコンセプトである『人にやさしい商店街』に直結し、地域コミュニティの担い手として商店街が発展していくには欠かせないものだと感じています。今後は名物イベントとなっている『フライマルクト』でも、SDGsを全面に押し出した企画内容を盛り込んでいき、SDGsを知らない方にも商店街の取り組みを知っていただけるよう、啓蒙活動を行っていくつもりです。ありがたいことに地域の金融機関や支援機関からもSDGsへの取り組みを支援いただけているので、これを契機にSDGsに関連する新しい取り組みを行っていければと考えています。」



伊藤理事長は県内商店街振興組合が会員となった神奈川県商店街振興組合連合会の理事長も務めています。常に明日を、未来を見据えて新しい事業を考案し、他の商店街に事業提案を行う他、県外からも、その革新的な取り組みに対して取材を受けることが多いそうです。

【記事内に関するお問合せ先】

モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合
(川崎市中原区木月一丁目29番18号)

TEL: 044-422-3626

FAX: 044-422-3506

HP: <http://www.bremen-st.com/>



今回、ご紹介させていただいた組合以外にも制度登録されている組合や組合員企業が数多くいらっしゃいます。ホームページにて制度の詳細や登録された企業・団体等の一覧も見るができますので、ご興味のある方は是非一度ご覧ください。



かながわ SDGs パートナー

検索



製造業

食料品	パン	給食は前年6月は前半が中止であったため、対前年売上アップ。卸については、量販店等との取引増で売上アップ。個別店舗は前年並みか。
	酒造	令和3年5月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比135.44%と上回った。特定名称酒以外の普通酒は対前年比124.47%と上回り、合計で対前年比134.16%と前年を上回る結果となった。
	ひもの	コロナ感染防止の抜本的対策とされるワクチン接種が日ごとに増え、終息に期待したいところだが、東京都をはじめとする首都圏では、感染者数が減らず寧ろ若者を中心に増加傾向にある。
木材・木製品	製麺	昨年の今頃と比べると前年同月比では業況が良くなっているが、コロナ禍以前の一昨年と比べるとまだ戻ってきているとは言い難く、緊急事態宣言やまん延防止が解除されてもまだまだである。
	家具	5月の住宅着工戸数は、70,176戸(前年同月比+9.9%)と3か月連続でプラスに転じて、底打ち感が出てきた。一方、木材の価格上昇と品不足が懸念されている。米国の住宅需要が活発で、米国発の価格上昇「ウッドショック」により、日本の業者が買い負け、輸入減少、価格上昇が問題となっている。
	印刷	例年閑散期になる6月であるが、今年も仕事量は少ない。オリンピック特需も全くなく、夏に向けてより一層厳しくなることが予想される。組合活動は自粛中であるが、今後に向けての話し合いは行われている。
化学・ゴム	印刷	日本製紙連合会が発表した2021年4月の紙・板紙需給速報によると、紙・板紙の国内出荷は前年同月比2.7%増で21ヵ月ぶりに増加へ転じた。印刷・情報用紙の国内出荷は前年同月比3.1%増で21ヵ月ぶりに増加。輸出は13.5%増で4ヵ月ぶりの増加となった。
	石油製品	ある組合員に6月の景況について伺ったところ、「春頃からの原油の値上がりより、購入原材料の値上がりが目立ち、6月以降さらに値上がり傾向にあることから、下期には、販売価格の値上げをしていかなければならない。」と話していた。
	土窯製品・窯業・土石製品	砕石 神奈川県内全体の生コンクリートの出荷は前年に対して増加しているが、相模原地区の出荷は低調になっている。
鉄鋼	工業塗装	大型の一括受注案件があり、多忙となっている。7月以降一括案件の塗装製品が集中するので、既存取引先に前倒し投入を依頼した。このため当月の受注・売上は増加した。一般論としては、自動車産業は売上増加のようであるが、他業種ではまだ回復の兆しが見えない。
	工業団地（相模原市）	原材料の高騰により、協力会社から価格見直し要請が一部出ている。また、販売先への値上げ要請を検討している企業もあるが、価格転嫁が厳しい状況。
	工業団地（相模原市）	大手受注先の年間受注計画の改善がない中で、単発受注に努力し、昨年のコロナウイルスの影響が出始めた前年同期水準の受注を確保している状況。
輸送機器	金属製品	神奈川県もまん延防止措置が継続で感染拡大傾向にある。相変わらず中小企業のワクチン接種も進んでいない状況で、感染リスクが大きい。
	指定業者（船舶）	「ウッドショック」という材木の入手困難・価格高騰が深刻化している。鉄鋼材も同様で数年前には想像も出来なかった品薄・入手難で高価格帯へと突入しており、今後の動向も不明瞭である。世界規模での原材料高や供給力低下が需給ギャップを招き、市場価格上昇に連動している。
	工業中心の複合業種（川崎市）	取引先の状況によってかなりの差があるが、6月末頃より徐々に受注が増加傾向となってきた。しかし、好転とまではいかず、受注増でも材料の高騰が厳しい状況。
その他	工業中心の複合業種（川崎市）	2極化の傾向が進んでいる。6月中旬以降、業界の好転がみられるようである。優秀な人材確保のチャンスなので、採用活動をしていきたい。
	工業中心の複合業種（厚木市）	世界的に設備投資の抑制傾向が続いてきたものの工作機械受注額が増加傾向にある。国内、海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化し上向く見込みが持てる。

景況天気図 (前年比)	景況天気図									
	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況	
	全体									
	-27.0%	-17.4%	1.4%	-14.9%	-36.5%	-25.7%	-9.5%	-9.5%	-41.9%	
製造業										
	-4.8%	-19.0%	-14.3%	-14.3%	-28.6%	-9.5%	-9.5%	-9.5%	-23.8%	
非製造業							—			
	-35.8%	-16.0%	7.5%	-15.1%	-39.6%	-32.1%	—	-9.4%	-49.1%	

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸	売上は変わらず、3割の減少が続いているようである。まん延防止重点措置が再延長されたことやワクチン接種も始まったばかりで、まだまだ厳しい状況が続くそうである。
	金属原料	資源価格は高騰になったが、扱い数量が減少傾向(鉄・非鉄)
	卸団地	売上については、依然前年同月比で減少。依然、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年同月比で売上が減少し、減収。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。
	料理材料卸	引き続き6月21日より、まん延防止等重点措置が3週間にわたって発令され、依然として売上は低迷したままである。感染症も首都圏では増え続け、このままでは、解除されるかどうかかわからない。
	リサイクル	海外への輸出古紙については、高止まりしていた価格が7月に向け高騰をみせている。要因としては米国のワクチン接種が進み内需が活発であることから輸出余力が低下し、更に需要が高まっている東南アジアへの輸出が伸びなくなっていること等が挙げられる。
業	リサイクル	古紙市況はダンボール古紙が国内外どちらも好調が続いており、中国向けのマイナス分を東南アジア市場の需要拡大でカバーしている。鉄スクラップ市況は鋼鉄生産が増加基調のため、今後しばらく需要も伸びていくことが予想されるが、問屋入荷は減少しており、在庫も低水準となっている。
	菓子	菓子業界は気候に左右されることがあり、今年の6月は気温が不安定で後半の売上は良くない。
小	食肉	売上は変わらず、堅調のようである。
	青果	梅雨入りであったが、天候は例年に比べて安定しており、前月に続き関東産野菜中心に入荷し、相場も多少変動があったものの、安定して順調な展開であったが、まん延防止等重点措置が延長となり、依然業務用中心に需要が伸びず、販売には厳しい状況が続いた。
	化粧品	コロナワクチンの2回目の接種をした方も徐々に増えてきたが、まだまだ店頭に来られるお客様は少ないようである。まだ辛抱の時である。
	電化製品	6月の後半に個展開催のお店も多く、昨年はコロナウイルスの感染予防の観点から個展を中止するお店が大多数であったことを考えると、好転。テレビの販売もオリンピック開催による影響はまだ感じられない。
	燃料	6月に入り、原油相場は新型コロナウイルスのワクチン普及を背景に欧米を中心に経済活動が正常化に向かう中、エネルギー需要が持ち直すとの期待が続いており、WTI原油・ドバイ原油等が4～5ドル/バレル上昇し、月末に向けても上昇基調が続いている状況である。
売	鮮魚	梅雨入りで雨が続くお客が余計に鈍くなる。今のところ雨量は多くないが、少しでも降ると徒歩での買い物には出なくなる。高齢者がお得意様の小売店は辛い季節になる。相変わらず入荷量は少ない。
	共同店舗	新型コロナウイルス感染拡大の影響で未収入金増加。退去する店舗もあり、業界は運営が難しい。
	タイヤ販売	新型コロナウイルスの影響で物流業界のアクティビティの低下により、需要の低下が起きている。自家用車での通勤が増えているので、需要に繋がればありがたい。
	商店街（横須賀市）	6月期はまん延防止等重点措置が解除となり、高齢者からのワクチン接種が始まり、日中の来街者は増加傾向も、夜間の営業は依然として厳しい状況が続く。
	商店街（横浜市）	飲食店を中心に営業時間の短縮で厳しい状況。それに引っ張られてコンビニ等も悪化したままである。テレワークで伸びているのはスーパー等の一部である。
店	商店街（藤沢市）	県内のまん防の延長、ワクチン接種率の低さが影響してか、外出を抑える傾向は解消されておらず、商店街離れが続いている。
	商店街（川崎市）	今年は西日本の梅雨入りが早かった割には、東日本の梅雨入りは平年より1週間ほど遅かったが、近年は雨が降ると災害になりかねないほどの様子である。
	温泉旅館	6月も週末を中心に営業した施設が多かった。昨年は、多くの施設が全期間休業をしていたため売上は増加している。月の後半から客数に回復が見られはじめ、日帰り利用が多くなった。
	医療業	ワクチン接種は行政によって取り組みが異なるため、運営には温度差がある。電話申し込み、先着順を取り入れられた事業所は混乱を招いている。昨年大幅に減少した健康診断が戻りつつある。
	ファイナンシャルプランナー	新型コロナウイルスの影響は依然継続しており、色々な事業の中止や延期が生じている。令和3年度も厳しい状況である。
ス	情報サービス業	社間でばらつきあり。収益状況、資金繰りや景況感。コロナ感染の影響が残る、飲食・交通業を中心に全国的な経営不振が予想される。やや遅れて当組合・当社への影響が懸念される。(前月と同じ)政府からの携帯電話料金の値下げ要請に携帯大手が応じている。
	建築設計	建設業界では、神奈川県健康医療局より、平塚保健福祉事務所秦野センターの建替え計画がプロポーザル方式で発注予定。横浜市では、小学校建替えのプロポーザルが5校発注された。また、市営住宅の建替えプロポーザルも2件発注された。
	柔道整復師	ワクチン接種状況が65歳以下にも広がりはじめてきたが、変異株であるデルタ株をはじめ、デルタプラス等が徐々に日本でも広がりはじめてきた。これに伴い、再び緊急事態宣言も出かねない状況になると、さすがに経営悪化に歯止めがかからず、経営難になる同業者も増加することが懸念される。
	管工事業	工事において民間は低迷し、相変わらず需要は少ない。一方、公共はコロナ禍の影響もなく、例年どおりの受注が見込めそうである。
	電気工事	コロナの影響で発注が遅れていたが、今後は予定通りになるだろう。
建	空調設備工事	今は仕事量が全体的に減少していて、安い単価で請け負う会社が出てきている。4月から材料等の値上げで厳しい状況にある。今後も厳しい状況になりそうである。
	畳工事	今年度4月、5月分組合共同購入材料代が昨年度分よりやや増加。このまま増加傾向に進めば良いのだが、身近だった組合員がコロナ禍により、昨年から仕事が激減し、6月一杯で廃業し、かなりショックを受けている。材料代も値上がりの気配があり心配である。
	建具	ウッドショックの影響で資材の高騰が厳しい。更に金物のメタルショックも始まりつつある。
	道路貨物	一般貨物、海上コンテナともに先月より輸送量が減少。特に海上コンテナの輸送量減少が著しい。
	道路貨物	海上コンテナ不足の影響で輸出入貨物が減っており、倉庫の荷役(入出庫)量も減っている。巣ごもり需要により、宅配貨物は増加しているが、半導体の逼迫により生産調整を行っている影響も多少あり、全体物流量としてはコロナ前の8～9割程度の物量が続いている。運賃の低下とともに燃料高騰も続いており、収益悪化が続いている。
業	歯科技工	受注状態は回復傾向にある。新型コロナワクチン接種体制の強化により、安心感が広がり、景況は好転しつつある。神奈川県と企業、団体等が連携してSDGsの普及促進活動に取り組む「かながわSDGsパートナー」に医療系団体として初めて横浜市歯科医師会が登録された。
	不動産	在庫土地の価格見直し、低金利により新築の受注はわずかながら増加している模様。しかし、賃貸については内覧の件数は少なく、相変わらずコロナの影響を感じる。
	その他の非製造業	
	その他の非製造業	
	その他の非製造業	

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

& A

第47回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 「組合員たる法人の役員」たる地位を喪失した理事が員外理事に就任することはできますか？

A.

1. 中小企業等協同組合法は、35条4項で「理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。」と規定しています。この「組合員又は組合員たる法人の役員」のうちから選挙又は選任された組合の理事（いわゆる正規理事）以外の理事を「員外理事」といいます。

組合法が員外理事を認めている趣旨は、員外からも広く人材を登用することが望ましいという価値判断です。一方で、員外役員による組合業務運営の支配をさけるため、員外理事の人数は理事の定数の3分の1以内でなければならない、とされているのです。

2. では、法人組合員が組合から脱退した場合、その法人の役員として組合の理事に選任されている者は、理事を退任することになるのでしょうか。それとも、員外理事として残任するのでしょうか。

組合の定款で員外理事を認めていないケースでは、法人組合員が組合から脱退したことにより、その法人の役員として組合の理事に選任されている者は、当然理事としての地位を失い退任することになります。

では、組合の定款において員外理事が認められているケースはどうでしょうか。

このケースについては2つの異なる見解があり、裁判所の見解もはっきりしていません。

1つ目の見解は、員外理事を認めている組合においては、理事が組合員又は組合員たる法人の役員としての地位を失っても員外理事としての地位にとどまるとする見解です。

2つ目の見解は、たとえ員外理事を認めている組合であっても、正規理事は組合員又は組合員たる法人の役員としての地位にあることを前提として選任

されているのであるから、この前提を失った場合には、当然に理事の地位を失い退任するという見解です。

現在、全国中小企業団体中央会及び各地の中小企業団体中央会の指導は、前者の解釈に沿って行われているようです。各地の中小企業団体中央会のHPにおいても、その旨記載されているものが散見されます。

どちらの見解が正しいのかを一概に論じることはできませんが、員内理事と員外理事の選任方法が特段異なること、組合と理事個人が委任契約を締結することによって理事として就任していること（組合と法人組合員が委任契約を締結するわけではないこと）あること等にかんがみると、中小企業団体中央会が採用している前者の解釈に分があるように思われます。

とはいえ、組合運営上は、法人組合員が組合から脱退した場合には、その法人から組合の理事に選任されていた理事については、自発的に退任するよう促すべきでしょう。

3. 個別専門相談を担当していると、時々、定款に記載が無いのに員外理事を選任してしまっていたから、定款を変更して対応しても構わないか、という相談を受けることがあります。

しかし、定款変更の効力は、行政庁の認可を受けて初めて効力を生じるとされていますので（組合法51条2項）、員外理事を選任した過去の総会に遡って定款変更の効力を発生させることはできません。

定款で員外理事を認めていなかったにもかかわらず、員外理事を選任してしまっていた場合には、①定款変更により、員外理事を認める規定を設ける（もしくは員外理事を認めていなかった規定を削除する）、②定款変更について行政庁の認可を受けた後、員外理事を再度選任する、という手順を踏んで、員外理事を再度選任し直すべきです。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律・税務・経理・労務

令和3年

9月1日(水)

新たに「zoom」による
相談ができるようになり
ました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#47 やまゆりポーク

やまゆりポークの白い脂身が県の花である「やまゆり」の白い花を連想させることから名付けられた。大麦を多く配合した専用飼料によって実現した良質な肉質と旨みのある脂身は特に女性から人気がある。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739 (直通)

編集後記

この季節になると私の田舎の青森は「ねぶた祭り」で盛り上がっていますが、今年もコロナ禍で中止となってしまいました。早くコロナウイルス感染拡大が収束して、あの熱気をもう一度生で見てみたいものです。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL: 045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

住宅ローン 借り換えで、 こんなにお得に なるなんて！

1つでも当てはまる方は今すぐ相談！

- ☑ 残高 1,000万円以上
- ☑ 残存期間 10年以上
- ☑ 現在の金利が 1.0% 以上
- ☑ 団体信用生命のがんの保障がついてない

借り換えの
お申込みはこちらから



個別相談無料

- 💬 忙しくて銀行に相談できない
- 💬 まずはメリットがあるか知りたい

0円

→ メール・電話・面談などご希望に合わせて相談可能です！
→ 簡単シミュレーション作成いたします！

借り換え契約時の年齢が50歳未満の方

がんと診断されたら

住宅ローンの残債が

0円

万が一の時、安心の保障です！

① お問い合わせ先



株式会社バリュー・エージェント
(旧社名:株式会社神奈川保険グループ)

🏠 〒232-0016 神奈川県横浜市南区宮元町1-21-15

☎ 045-716-0002 📠 045-716-0005

✉ kanagawa_honbu@vagt.jp



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが
増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)